

つちはし事務所通信

5

May

2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年5月1日

最新情報

高齢者助成金の取扱いが一部改正されました

平成23年4月1日から高齢者雇用関連の助成金(定年引上げ等奨励金)の取扱いが一部改正されました。その概要をご紹介します。



● 高齢者雇用モデル企業助成金(廃止)

高齢者雇用モデル企業助成金は廃止されました。

ただし平成22年度末までに、職域拡大等計画を申請している場合は、いままでどおり「高齢者雇用モデル企業助成金」を受けられます。

● 中小企業定年引上げ等奨励金(改正)

平成22年度末をもって、「65歳安定継続雇用制度」の導入事業主に対する奨励金が廃止され、代わりに、4月1日より、「希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度」を導入する事業主も新たに奨励金の支給対象になりました。

つまり、今までは、「希望者全員を対象とする**65歳まで契約期間の切れない継続雇用制度**」を導入する必要があったのですが、**今後は、たとえば1年ごとであっても、最終的に65歳以上まで継続雇用が可能になれば、助成金の対象になります。**

<改正後の支給対象事業主>

次のいずれかの措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主(雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主)が対象になります。

(1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主

①65歳以上への定年の引上げ ②定年の定め廃止

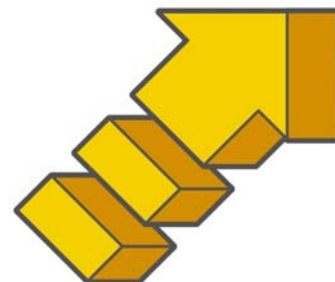
③希望者全員を対象とする**65歳以上まで継続雇用制度**の導入

(2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主

①70歳以上への定年の引上げ ②定年の定め廃止

③希望者全員を対象とする**70歳以上までの継続雇用制度**の導入


※ 実施した措置の内容及び企業規模に応じ一定の額が支給されます。



● 高齢者職域拡大等助成金(新設)

「希望者全員が65歳まで働ける制度」か「70歳まで働ける制度」の導入にあわせて、**高齢者の新たな職域拡大や雇用管理制度の構築に取組み、高齢者が働き続けることができる職場の整備を行った場合、その取組みの実施に要した費用の3分の1に相当する額(500万円を上限)**が支給されます。

平成23年4月からの、厚生労働省関係の主な制度変更

項目名	内容	実施時期	主な対象者
1 平成23年度の 年金保険料	○ 国民年金保険料は4月分から月額 80 円の引き下げ (平成 22 年度:15,100 円→平成 23 年度 15,020 円) ○ 厚生年金保険料率は9月分から 0.354%引き上げ (~8月分 16.058%、9月分~16.412%)	国民保険料 4月1日 厚生保険料率 9月1日	国民年金・ 厚生年金保険の 被保険者
2 平成23年度の 年金額	○ 平成 23 年度の年金額は 0.4%の引き下げ (老齢基礎年金(満額):月 65,741 円)	4月1日	年金受給者
3 平成23年度の 在職老齢年金 の支給停止の 基準となる額	○ 在職老齢年金の支給停止の基準額について、現行の「47 万円」を「46 万円」に改定	4月1日	老齢厚生年金を受給している厚生年金の被保険者
4 配偶者や子が いる障害年金受 給者に対する加 算の対象範囲 を拡大すること	○ 障害等級が1級または2級に該当する障害年金受給者については、これまでは、障害年金の受給権発生時に生計維持している配偶者や子がいる場合のみ、年金額の加算あり。 ○ 平成 23 年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金の受給権発生後に生計を維持することになった配偶者や子がいる場合にも、届出によって年金額の加算が受けられるようになる。(障害基礎年金の子の加算額:月 18,916 円(第1子・第2子)、月 6,300 円(第3子以降) 障害厚生年金の配偶者加給年金額:月 18,916 円)	4月1日 	障害年金受給者
5 出産育児一時 金制度の見直し	○ 出産育児一時金の支給額を、引き続き、原則42万円とする。 ○ 直接支払制度を継続した上で、事務手続の簡素化等を行う。	4月1日	妊産婦等 医療機関等
6 協会けんぽの 保険料率の改 定	○ 協会けんぽの保険料率を平成 23 年 4 月納付分から改定 (全国平均 9.34%→9.50% 徳島 9.39%→9.56%) ○ 介護保険料 1.50%→1.51%	4月納付分 から	協会けんぽの加 入者及び事業主
7 70歳から74歳 の患者負担の 凍結	○ 平成23年度も、70歳から74歳の方の窓口負担を1割に据え置き (平成24年度以降のあり方については今後検討)	4月1日	高齢者

あとがき◆ つちはし事務所より

☆今回の震災では、震災地からの部品の供給停止や原子力発電所事故の影響による計画停電の実施などにより、自動車関連産業などを中心に操業の目処が立たず、従業員の休業を行わざるを得ないケースが急増しています。こうした休業を行う際の支援として、**雇用調整助成金の制度が改正**されました。これにより、震災の影響で企業が休業等を実施する場合にも助成金が支給されることとなりました。震災の影響で事業活動の縮小を余儀なくされ休業等を実施した場合には、**休業手当の負担相当額の3分の2(中小企業の場合は5分の4)**が助成されます。詳しくは、つちはし事務所にお問い合わせください。

☆4月から7月にかけては、労働保険の保険料を計算する「年度更新手続」と、社会保険の保険料額を決める「算定基礎届」の作業シーズンとなります。どちらも従業員さんの給与データをお預かりして保険料を算出する仕事ですが、保険の適用がもれていないか、保険料の控除が正しい額か、などなど様々なチェックも同時にさせていただいています。いわば給与台帳の定期健康診断ともいえる作業。労働・社会保険の手続きを社労士事務所にアウトソーシングするメリットは、トラブルを未然に防ぐこんなチェック機能にもあるのではないかと、密かに自負しています。お知り合いで、**労働・社会保険の手続にお困りの会社があれば、ぜひ、つちはし事務所をご紹介ください。**

